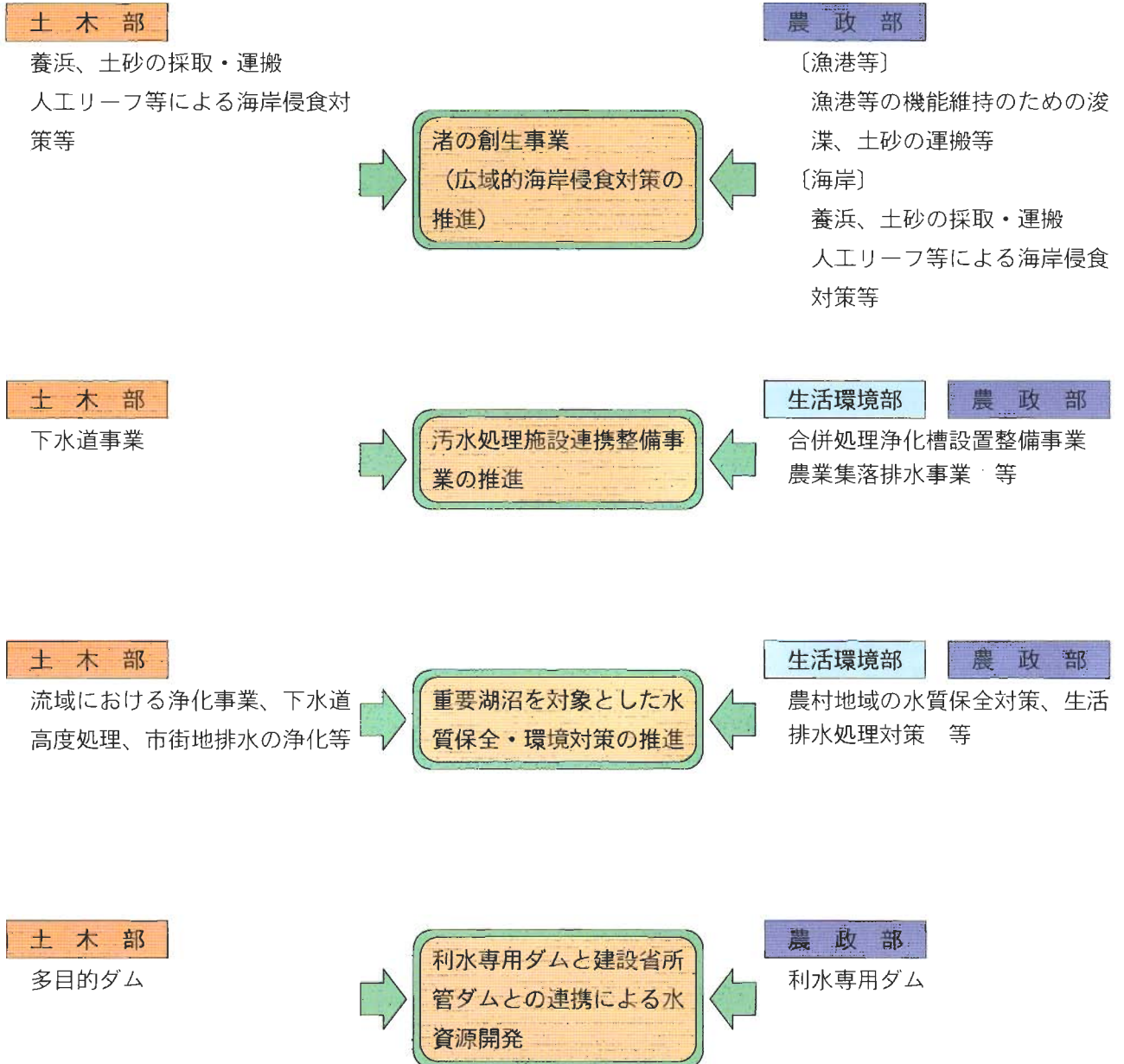
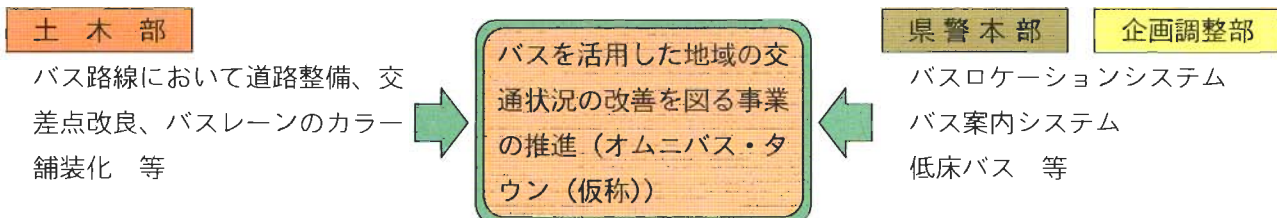
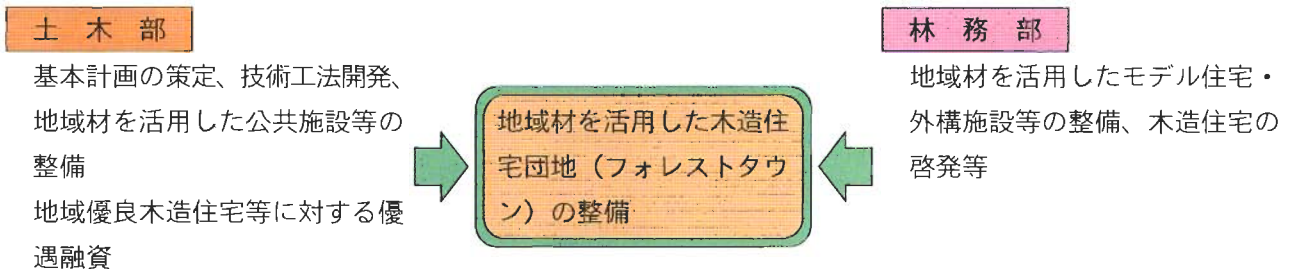
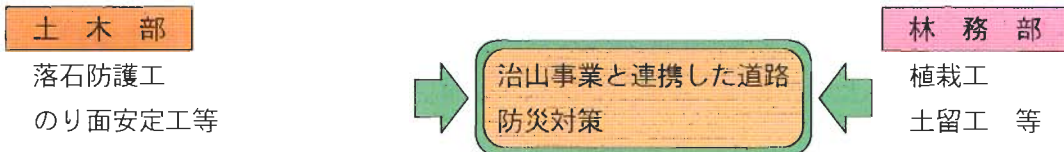
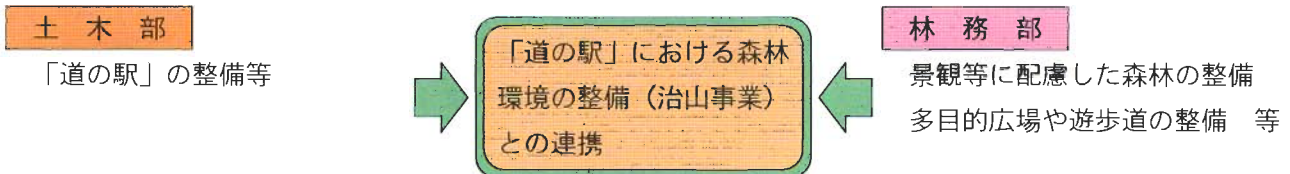
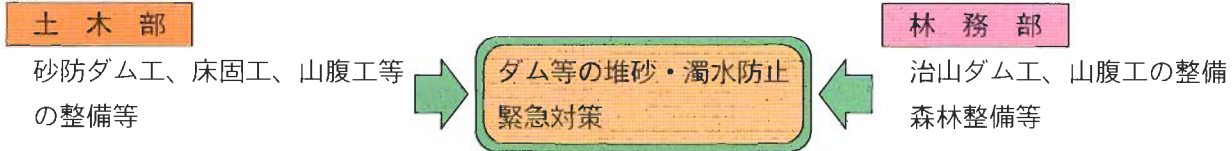
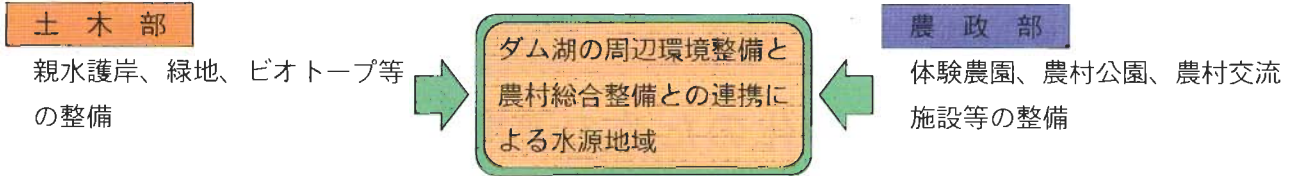


# 第14章 資 料

## 1 施策・事業の総合化のための連携施策の取組

県民の多様なニーズに応え、社会資本の整備を効率的かつ効果的に進めていくためには、個々の事業分野で効率的に行うだけでなく、必要に応じ、個々に事業の持つ機能同士の連携を図って事業を進めることが大切です。このため、次のような連携施策に取り組むとともに、省庁の枠を越えた事業間の連携の強化のため認められる調整費を積極的に活用する必要があります。





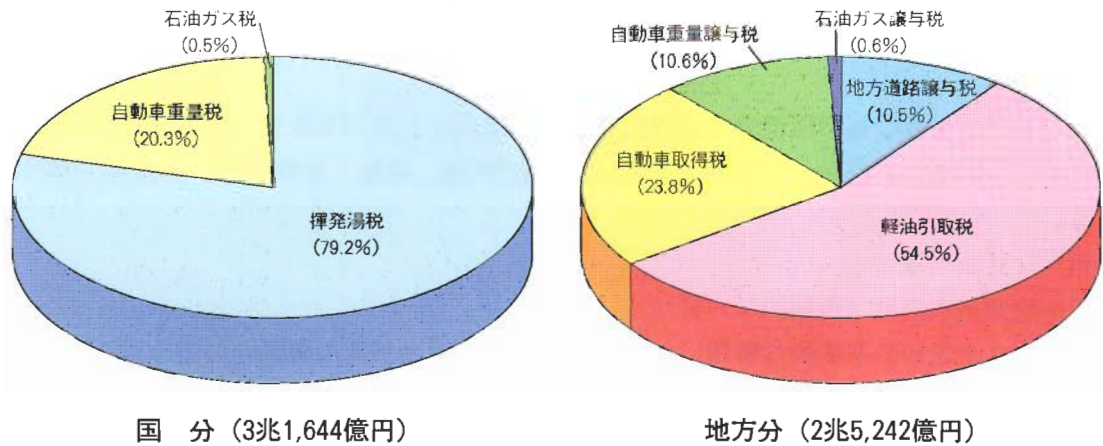
## 2 道路特定財源制度について

■我が国の道路整備は、利用者の負担で支えられています。

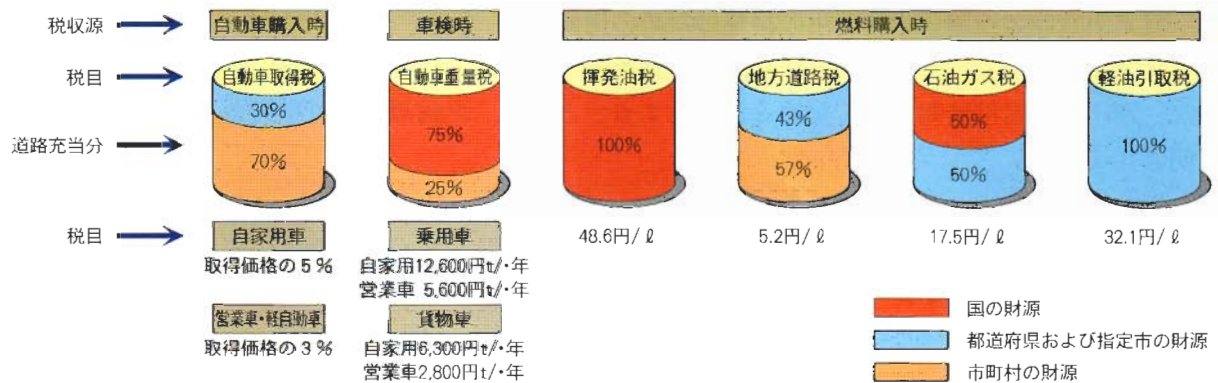
1. 道路特定財源制度は、我が国の立ち遅れた道路を緊急かつ計画的に御整備するために、自動車利用者に負担をお願いして、ガソリン税や自動車取得税などの燃料課税・車体課税を行い、国及び地方の道路整備の財源とする制度です。

道路特定財源は、国と地方を通じて約5兆7千億円。

道路特定財源諸税収入内訳（平成8年度）



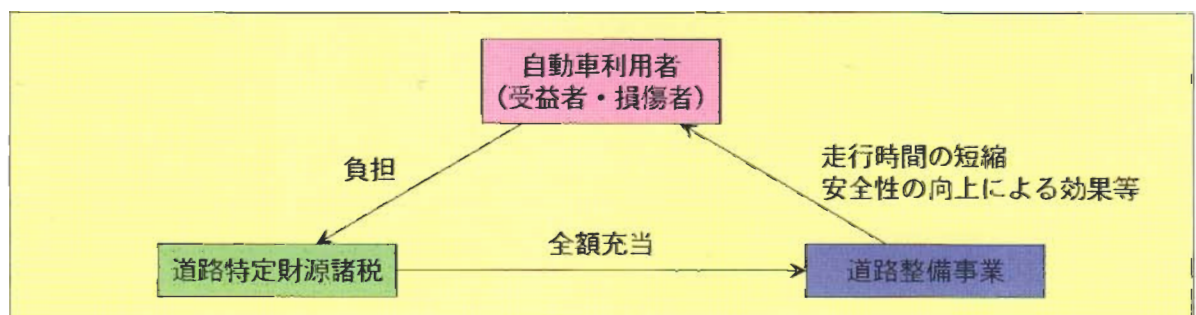
道路特定財源諸税一覧



2. 道路特定財源制度は、「受益者負担」「損傷者負担」という理念に基づくシステムであり、利用者の目からみても、次のような長所をもっています。

- ① 自動車利用者があまねく道路整備費用を負担する「公平性」
- ② 税負担が確実に道路整備に充てられ、利用者に還元されるという「合理性」

受益と負担の関係



### 3 河川法の一部改正（案）について

#### 1. 改正に趣旨

現行河川法は昭和39年に制定されたものであるが、本改正は、近年の国民の環境に対する関心の高まりや地域の実状に応じた河川整備の必要性、頻発する渇水状況等を踏まえ、環境の整備と保全を河川法の目的に位置付け、計画制度の抜本的な見直しを行うとともに、異常渇水時における水利使用の円滑化のための措置等を講じるものである。

#### 2. 法律案の概要

(1) 目的に「河川環境の整備と保全」を加えるとともに、地域の意向を反映した河川整備計画制度を導入

① 河川の持つ多様な自然環境や水辺空間に対する国民の要請の高まりに応えるため、河川管理の目的として、「治水」、「利水」に加え、「河川環境」（水質、景観、生態系等）の整備と保全を位置付ける。

② 新たな計画制度

・ 河川整備基本方針（長期的な方針）

計画高水流量等の基本的な事項については、河川管理者が河川審議会の議を経て定める。

・ 河川整備計画（具体的な整備の計画）

ダム、堤防等の具体的な整備の計画については、河川管理者が地方公共団体の長、地域住民等の意見を反映させて定める。

(2) 異常渇水時の円滑な水利使用の調整のための措置

異常渇水時における円滑な水利使用の調整を図るため、水利使用者は早い段階から協議に努め、また、河川管理者は情報提供に努めることとするとともに、水融通に許可が必要とされる場合の手続の簡素化を図る。

(3) 堤防やダム貯水池周辺の樹林帯の整備

堤防やダム貯水池の機能の雑持・増進を図るため、堤防やダム貯水池周辺の一定の幅の樹林帯を、河川管理施設として適正に整備又は保全することができるよう措置する。

(4) その他

① 水質事故処理等の原因者施行・原因者負担

油の流出など水質事故等について、原因者に処理させ、又は費用を負担させることができることとする。

② 不法係留対策の推進

河川管理者が不法係留船舶等の売却、廃棄等の措置を迅速な手続で行うことができるよう措置する。

# <河川法の改正> (案)

環 境

計 画

渴 水 調 整

目的に「河川環境」を  
位置付け

計画制度の改正

渴水調整協議会  
の法制化

「河川管理林」制度の  
創設

危機的な状況における  
河川管理者の措置

水質事故処理等の  
原因者施行・負担

渴水時の他の水利権の  
緊急一時使用

不法係留対策の推進

その他

平成 18 年 9 月 28 日  
国土 建設 省  
河川 情報 提供  
国土 建設 省 河川 課  
〒100-8305 東京都千代田区千代田 1-1-1  
TEL 03-3508-1111 FAX 03-3508-1112